

〔書言字考節用集二
〔乾坤〕猿澤池上

サルザハシタ
和州添
郡上

〔南遊行囊抄三〕猿澤ノ池 興福寺ノ南、大門ノ下、大門ノ南ナリ、隔大道程近シ、池ノ廣サ東西五十間餘、南北四十間餘アリ、池中ニ鯉鮒多シ、人是ヲ取コトナシ、池中ニ穴アリテ龍宮ニ通ズト云々、傳云、昔此池邊ニ猿多集ヲ、池水ニウツレル月影ヲ見テ其影ヲ取ントテ、手ニ手ヲ取組テ池上ニ臨ムニ、一ノ猿其手ヲ放ケレバ、猿多水ニ入テ溺死ス、其ヨリ猿澤ト號ト云々、彼猿ヲ埋ミタルシリシトテ、池ノ側ニ松アリ、一說ニハ松院ト云シ、寺ニ弘法大師住シ給シニ、勤行ノ時猿菓ヲ持來テ大師ニ與フ、或曰、其猿佛壇ノモトニ來テ死ス、大師是ヲ憐テ此池邊ニ埋ミ墓ヲ築ル、夫ヨリ猿澤ト云ト、

〔大和物語下〕昔ならのみかどにつかうまつるうねべありけり、かほかたちいみじうきよらにて、人々よばひ、殿上人などもよばひけれど、あはざりけり、そのあはぬ心は、みかどをかぎりなくめでたき物になん思ひ奉りける、御門めしてけり、さて後又もめさゞりければ、かぎりなく心うしと思ひけり、よるひる心にかゝりておぼえ給つ、こひしくわびしうおぼえ給けり、御門はめしあかど、事どもおぼさず、さすがにつねには見え奉る、なを世にふまじき心ちしければ、よるみそかにいで、さるさはの池に身をなげてけり、かくなげつとも、御門はえしろしめさゞりけるを、事のつゐで有て、人のそうしければ、聞しめしてけり、いといたうあはれがり給て、いけのほとりにおほみゆきし給て、人々に歌よませたまふ、かきのもとの人丸、

わぎも子がねぐたれがみをさるさはのいけのたまもと見るぞかなしき、とよめる時に、御門さるさはのいけもつらしなわぎも子がたまもかつかばみづぞひなまし、とよみ給ひけり、さてこのいけの○の以下四本補、ほとりにはかせさせたまひてなん、かへらせおはしましけるとなん、

〔基熙公記〕元祿十四年五月二日戊子、抑大乘院僧正、信覺故前關白房輔公、去年正末子也、略申去年